

美馬市原材料支給事業

平成31年4月1日作成

令和2年4月1日改正

自治会等が実施する生活道の舗装及び修繕に要する費用の一部を支給します。

1. 受付期間

随時受付

※1自治会あたり年度に1回を限度とします。

※申請年度に完了する事業に限ります。

※予算の範囲内での支給となります。

2. 対象箇所

美馬市内の市道及び特に必要とされる里道等

※私道は対象になりません。

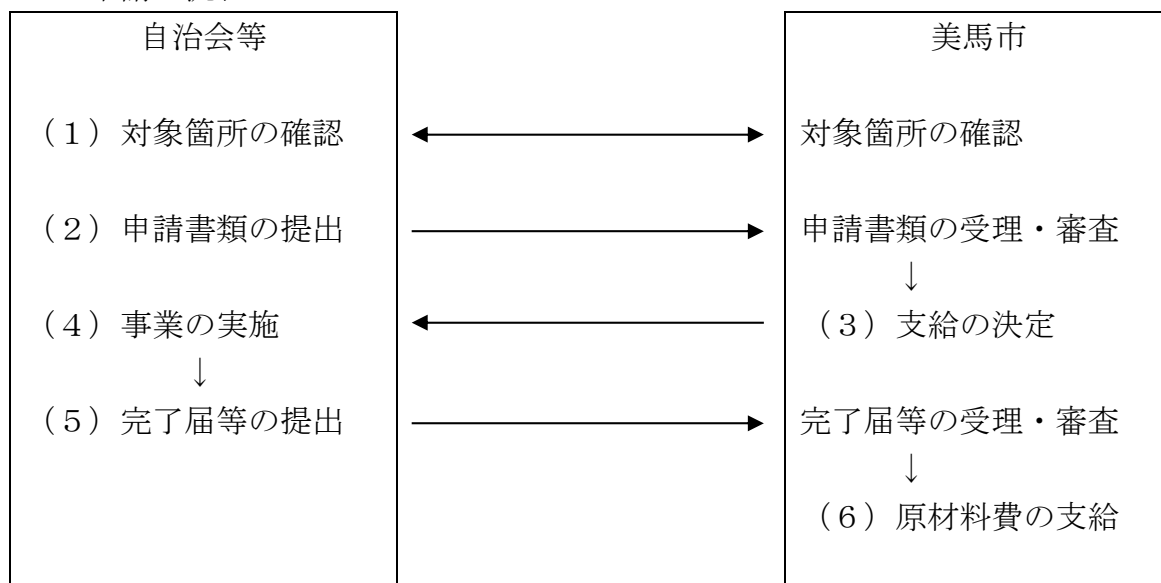
3. 原材料の種類及び支給量の限度

(1) 生コンクリート : 1自治会あたり10m³

(2) 生アスファルト合材 : 1自治会あたり5tまたは袋詰30袋

※型枠等その他の経費は対象になりません。

4. 申請の流れ



※(1)～(6)についての詳細は、裏面をご確認ください。

(1) 対象箇所の確認

事業実施箇所が対象箇所であるか否かの確認は、電話では誤認の元となりますので、建設課で確認してください。

(2) 申請書類の提出

次の書類を建設課に提出してください。

①美馬市原材料支給申請書

必要事項を記入し、押印してください。申請書の様式は、建設課に備え付けているほか、市ホームページでもダウンロードできます。

※申請者は自治会長になります。

※実施箇所に隣接する土地の所有者等の同意が必要となります。

②実施箇所が確認できるもの（住宅地図及び写真等）

(3) 支給の決定

市は、申請書類の受理後、申請内容を審査し、支給するか否かの決定をします。決定内容は、電話等で連絡します。

(4) 事業の実施

支給の決定があった場合は、原材料納入業者から原材料を受け取り、事業を実施してください。

(5) 完了届等の提出

事業実施後、速やかに次の書類を建設課に提出してください。

①完了届

必要事項を記入し、押印してください。完了届の様式は、建設課に備え付けているほか、市ホームページでもダウンロードできます。

※届出者は自治会長になります。

②状況写真（事業実施前及び事業実施後）

③原材料納入業者からの請求書

(6) 原材料費の支給

市は、完了届の受理後、届出内容を審査し、原材料納入業者に原材料費を支払います。

お問い合わせ・お申し込み

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹九反地5番地 美馬市経済建設部建設課

電話：52-5608 ファクシミリ：52-1350 E-mail：kensetsu@mima.i-tokushima.jp